

## 岐阜県移住フェア企画・運営業務委託仕様書

本仕様書は、岐阜県（以下「甲」という）が委託する岐阜県移住フェア企画・運営業務を円滑かつ効果的に行うにあたり、受託者（以下「乙」とする）が行う業務について定めることを目的とする。

### 1 委託業務名

岐阜県移住フェア企画・運営業務委託

### 2 業務の目的

県では、岐阜県の魅力を広く発信することで、本県への移住定住・二地域居住を促進し、人口減少社会においても地域が活力を保ち続けるため、地域の将来を支える人を呼び込む各種施策に取り組んでいる。

本県を移住及び二地域居住の候補先として具体的に検討してもらうためには、岐阜県の魅力を発信し、県在住者等から生の声を聞くことのできる機会の提供が不可欠であることから、東京都内において、地方移住・二地域居住を具体的に検討している者や関心がある者を対象として、県内市町村や関係機関などと連携した移住フェアを開催することで、本県への移住定住等を効果的に促進することを目的とする。

### 3 委託業務期間

契約締結日から令和8年1月30日までとする。

### 4 移住フェアの概要

開催する移住フェアの概要は、次のとおりとする。

#### （1）主催・共催

主催者：岐阜県

共催者：特定非営利活動法人 100 万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター  
（以下、「丙」という）

#### （2）開催日程

令和7（2025）年11月30日（日）

開催時間は、甲と協議の上、決定すること。

#### （3）会場

東京交通会館（東京都千代田区有楽町二丁目10番1号）

12階 ダイヤモンドホール（980 m<sup>2</sup>）

※会場の概要は、東京交通会館のホームページを参照のこと。

<https://www.kotsukaikan.co.jp/business/exhibition/>

#### (4) 費用負担

来場者の参加費用は、無料とする。ただし、ワークショップ等の企画において、来場者に実費負担額を求める必要がある場合は、あらかじめ県と協議すること。

また、出展団体から出展費用は徴収しないものとし、出展に係る旅費等は各出展団体の負担とする。

#### (5) 目標数

令和6年度開催実績を参考に、来場者数250名、延べ相談者数500名を下限に、それぞれ設定のうえ提案すること。

##### <令和6年度実績>

「ぎふ暮らし移住フェア 東京で、岐阜に会う」

|        |                                        |
|--------|----------------------------------------|
| 開催日時   | 令和7年1月25日(土) 11:00~17:00               |
| 会場     | 東京交通会館 12階ダイヤモンドホール                    |
| 出展ブース数 | 38ブース(総合相談2、市町村26、関係団体10)              |
| 来場者数   | 189組 274名                              |
| 相談数    | 398件 538名                              |
| 主な内容   | 出展者PRタイム、先輩移住者によるセミナー・クロストーク、体験ワークショップ |

### 5 委託業務の内容

乙は、以下の(1)～(8)の業務を実施すること。

#### (1) 企画・計画

##### ①企画立案

- ・ 本委託業務の実施目的や本県の魅力・移住施策を十分に理解し、首都圏在住の移住等の検討層・関心層に効果的に訴求し、来場を促すコンセプト及び移住フェア名称を提案し、甲と協議の上、決定すること。
- ・ 企画にあたっては、来場者が随所に「岐阜県らしさ」を感じられる内容とすること。
- ・ フェアの企画段階から、甲の他、都内の移住相談窓口で勤務する県移住相談員と密接に連携をとりながら企画内容を具体化していくものとする。

##### ②企画内容

##### ア 市町村等相談ブースの設置

- ・ 市町村や県関係機関が出展し、フェア来場者の相談(暮らし・就職・子育て・移住支援施策等)を受けることができる相談ブースを設けること。なお、総ブース数は全体で40ブース程度(総合相談2、県内市町村26、県関係機関12)を予定している。
- ・ 出展ブース数が増減する可能性があるため、ブース数の増減に対応できるようにし

ておくこと。

- ・ 来場を促し、出展ブースへの相談者数の増を図るための企画（スタンプラリー、ビンゴ、特設展示等）を提案・実施すること。

#### **イ セミナー・ワークショップ等イベントの実施**

- ・ イベントコーナーを設け、本県での先輩移住者の暮らしぶりや地理的特性等を解説するセミナーの実施のほか、本県の伝統工芸に関連する体験ワークショップなど、集客に効果的かつ本県への移住定住等の関心を高め相談ブースへの誘導につながるイベントを提案・実施すること。

#### **ウ 独自提案**

- ・ ア、イのほか、来場者の滞在時間を延ばすための工夫、出展団体と参加者の交流を促進するためのコンテンツなど、本事業の目的を達成する上で効果的と考えられる提案があれば、委託料の範囲内で積極的に実施すること。

### **（２）会場・備品等の手配及び連絡調整**

#### **①会場レイアウト**

- ・ フェア全体の回遊性を高め、出展者・来場者ともに満足度を高められるレイアウトを提案し、甲と協議の後、丙の確認を受けた上で決定すること。
- ・ 県及び市町村の移住定住等に関連する資料（出展しない自治体も含む）を配架する資料コーナーを設けること。なお、配架する資料の手配は、甲と調整の上、乙が行うこと。

#### **②会場及び備品等の借上げ調整**

- ・ 移住フェアの会場（東京交通会館 ダイヤモンドホール）は、乙が丙を通して申込み、その使用料は委託料の中から丙に支払うこと。
- ・ その他の東京交通会館の備品借上げ・設営手配・各種手続き等調整については、委託料の範囲内で、丙を通して乙が実施すること。

### **（３）出展者との調整**

#### **①出展団体の募集**

- ・ 出展団体を募集するための案内資料を作成の上、本移住フェアへの出展者の募集及び調整を甲と連携しながら実施すること。

#### **②出展者マニュアルの作成**

- ・ 市町村等が出展する上で必要となる情報を盛り込んだ出展者マニュアルを作成し、内容についてあらかじめ甲の確認を受けた上で、出展者に提示すること。

#### **<記載事項例>**

フェア概要、必要な事前準備の内容、参加者の事前予約・当日の受付方法、当日の運営に関する留意点、参加者アンケートの実施・回収、その他必要とする項目

### ③出展者説明会の開催

- ・ 出展者を対象とした事前説明会を、令和7年10月30日（木）までに開催すること。  
上記出展者マニュアルのほか、必要となる説明会資料の作成及び当日の説明を行うこと。
- ・ 出展者説明会は、オンライン（WEB）による開催も可能とする。

### ④問合せ対応

- ・ 出展者の募集段階からフェア当日まで、市町村等からの問合せに適宜対応すること。

## （４）募集・集客

### ①チラシの作成

- ・ 移住フェアの内容を的確に伝え、訴求力のあるチラシ（A4カラー）を作成し、紙媒体及びPDFデータにて10月10日（金）までに甲に納品すること。記載内容及びデザインについては、乙が提案し、甲に協議の上、決定すること。
- ・ チラシは、県配布分として3,000部納品すること。
- ・ 少なくとも2回は校正のための確認を実施することとし、甲の修正指示を反映させること。また、初稿提出から校了までに3週間以上期間をとること。

### ②効果的な広報の実施

- ・ 集客目標を達成するため、乙自らが有する広報媒体の活用も含め、委託料の範囲内で効果的な時期及び媒体による広報を提案・実施すること。
- ・ 配信やプレスリリースの時期については、甲と協議の上、決定すること。

## （５）当日運営

### ①当日配布資料の作成

- ・ 会場内レイアウトや出展団体等を記載した来場者配布用プログラムを作成し、電子データで納品すること。また、想定される来場者分に加え、出展団体分及び予備分を印刷し、当日来場者等に配布すること。
- ・ なお、甲が提供する「岐阜県移住定住ガイドブック」及び「ガイドマップ」等を併せて配布するものとする。

### ②会場の設営・装飾・撤去

- ・ 会場内や来場者受付コーナー等において、来場者が必要とする情報を提供し、本県の魅力を発信する展示、案内サイン、装飾等を実施すること。
- ・ 当日の会場設営・撤去については、丙を通して実施すること。

### ③来場者の受付

- ・ 来場者には受付カード等への記入を必須とする。なお、受付カード等の記入項目は甲と協議の上、決定する。
- ・ 受付カード等の記入内容を相談ブースでも活用できるよう、本人の同意のもと出展団体に提供できるようにすること。

- ・ 来場者の利便性に資するように、受付カードの運用方法や事前受付等について検討し、甲に提案の上、実施すること。

#### ④出展団体との連絡調整

- ・ 緊急連絡先を設け、出展団体との連絡調整を行うこと。なお、出展団体等の当日参加者氏名及び連絡先を取りまとめたうえで、事前に甲に提供すること。また、不測の事態が生じた場合には、甲と協議の上、対応すること。

#### ⑤来場者アンケートの実施・回収・集計

- ・ 来場者へアンケートを実施し、回収・集計すること。なお、アンケート項目は甲と協議の上、決定すること。

#### ⑥来場者等の集計

- ・ 移住フェアへの来場者数及び各相談ブースの相談者数、イベントの参加者数を集計の上、12月2日（火）までに甲へ報告すること。
- ・ このうち、移住フェア来場者数については、フェア当日の終了後、速報値を速やかに甲に報告すること。

#### ⑦運営に必要な人員の手配等

- ・ 上記①～⑥の他、フェア運営に必要な人員を手配すること。なお、会場内の出展者支援・総合案内等の要員として、甲の職員5名が参加する。
- ・ スタッフ向けの運営マニュアルを作成すること。

### （６）業務実績の取りまとめ、報告等

- ・ フェア終了後、本業務履行期限までに、実績報告書を作成の上、甲へ提出すること。
- ・ 実績報告書には、広報実績及び分析、フェア開催結果の概要及び当日の写真データ、出展者及び来場者アンケートの集計結果、イベントの実施効果や課題及び改善案、その他成果品と認められるものを記載すること。
- ・ 実績報告書は電子データ及び紙媒体で提出すること。
- ・ 当日の写真データは、ＣＤ－Ｒ等の外部記録媒体にて納品すること。

### （７）保険への加入

イベントの開催にあたり、レクリエーション保険（障害保険・賠償責任保険）及び施設賠償責任保険に加入すること。なお、契約内容は甲と協議の上、決定すること。

### （８）その他事務局業務

- （１）～（７）のほか、移住フェア開催にあたり必要となる事務局業務を行うこと。

## 6 業務遂行上の留意事項

受託者は、本業務について次の事項に留意して取組むこと。

- ・ 乙は、本業務を円滑に履行するため、業務主任者を定め、実施体制を整えること。

- ・ 業務主任者は、甲、丙、甲が設置する移住相談窓口「清流の国ぎふ 移住・交流センター」、出展者、ゲスト等と十分な意思疎通を図ることができる者とし、甲と緊密な連携・調整を図ること。

## **7 業務の適正な実施に関する事項**

### **(1) 関係法令の遵守**

受託者は、事業の実施に際して関係する法令を遵守すること。

### **(2) 業務の一括再委託の禁止**

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に実施するにあたり必要と認められる場合は、甲と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。なお、その場合において、受託者は再委託した業務に関する進捗管理を責任を持って行うものとする。

### **(3) 個人情報保護**

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### **(4) セキュリティ対策**

受託者は、各種データ管理を行うに当たり、「岐阜県セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

### **(5) 守秘義務**

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

受託者又は受託者から再委託を受けた者の雇用人が、異動、退職等により本委託業務を離れる場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

### **(6) 暴力団の不当介入における通報等**

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長を請求することができる。

## 8 著作権等に関すること

別記3「著作権等取扱特記事項」によること。

## 9 契約不適合責任

本委託業務において、受託者が作成し、かつ甲が承認した文書との不一致や不具合が検査完了後1年以内に発見された場合は、甲と協議のうえ、乙は無償で是正措置を行うこと。

## 10 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、甲は契約の取消しができる。この場合、甲に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、甲及び乙双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

## 11 その他

- ・ 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- ・ 契約締結後、受託者は速やかに事業実施計画、工程表及び実施体制表を作成し、甲の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、甲と十分協議したうえで行うこと。